

遠賀町入札心得

遠賀町が行う売払い、せり売りにおける指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本町財務規則、その他関係諸法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

1 入札の指名通知

入札の指名通知は、通常、FAXにて行います。入札に必要な事項は町のHPよりダウンロードできます。

2 入札の準備

- (1) 入札参加者は、仕様書及び現場を熟覧のうえ、入札してください。
- (2) 仕様書に疑義があるときは、指示された質疑期限までに所定の「質疑書」でFAXにて説明を求めてください。窓口、電話での質疑は一切、受け付けません。

3 入札書の記入

- (1) 入札書は本町指定の様式を使用してください。
- (2) 入札書には消費税及び地方消費税相当額を加算した額を記載し、その金額をもって落札価格とします。

4 入札の方法

- (1) 入札は「指名競争入札通知書」に示した日時及び場所で行います。
- (2) 入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できません。
- (3) 入札執行の場所には、入札者以外立ち入りできません。
- (4) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- (5) 代理人による入札をするときは、委任状を提出してください。
- (6) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。

5 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者が入札を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではありません。
- (3) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行います。
 - ①入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参してください。

②入札執行中にあつては、その旨を入札書に記載し提出してください。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき、または入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期または取り消しをします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は無効となります。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書に入札者の記名押印がないとき、または入札金額を訂正したとき。
- (3) 入札書の記載事項について判読できないとき。
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理入札で委任状を提出しないとき、または他人の代理を兼ね、もしくは2人以上の代理をしたとき。
- (6) 再度入札の場合、前回の最高金額以下で入札したとき。
- (7) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (8) その他入札に際し不正の行為があったとき。
- (9) 前各号のほか、町が指示した事項に違反したとき。

8 落札の決定

- (1) 予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合には、くじにより落札者を決定します。

9 入札回数

- (1) 落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- (2) 入札回数は、再度入札を含め2回までとします。

10 契約の締結

落札者は、落札決定後、当方所定の契約書により、5日以内に契約締結手続きをしなければなりません。

11 異議の申し立て

入札した者は、入札後、この心得、設計図書、契約の条項及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

12 その他

暴力団等から不当介入を受けた場合は、直ちに町に報告し、警察に届出を行なってください。町への報告、または警察への届出を怠った場合、以降の指名を回避する場合があります。